

大和市告示第64号

大和市妊婦健康診査助成要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市妊婦健康診査助成要綱の一部を改正する要綱

大和市妊婦健康診査助成要綱（平成21年大和市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第4条中「妊婦健診」の次に「（14回を限度とする。）」を加え、ただし書を削る。

第5条中「妊婦健診を受診した回数（14回を限度とする。）」を「次条の規定により妊婦に交付する妊婦健康診査費用補助券の種類」に改める。

第6条第1項中「妊婦健康診査費用補助券（」の次に「普通券12枚及び医療機関専用券2枚とする。」を加え、同条第4項中「（1回目の妊婦健診を除く。）」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

補助券の種類	助成上限額
普通券	4,000円
医療機関専用券	10,000円

備考

- 1 補助券は、1回の受診につき1枚を使用するものとする。
- 2 普通券は医療機関等で、医療機関専用券は病院又は診療所で使用するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この要綱による改正後の大和市妊婦健康診査助成要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、施行日以降に受診した妊婦健診について適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に交付されている補助券については、新要綱の規定により交付されたものとみなす。